

電子申請による年度更新手続きについて

(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

労働保険年度更新申告書にアクセスコード(年度更新申告書右上のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されています。

電子申請の一連の手続きの中で、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができるようになり、前年度申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署等の窓口へ出向くことなく、ご自宅・オフィスのパソコンから24時間申告手続きを行うことができます。

また、年度更新につきましては、申告書を電子申請した場合にのみ、電子納付をすることができます。

詳しくは「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」ホームページをご覧ください。

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)

「申請者の電子証明書を発行する認証局」(<http://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>)